

「後三年合戦絵詞」とその伝承

笠, 栄治

<https://doi.org/10.15017/12187>

出版情報 : 語文研究. 31/32, pp.101-112, 1971-10-31. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

「後三年合戦絵詞」とその伝承

笠 栄 治

所謂「後三年記」には二十余種の呼称を知り得るが、池田家旧蔵本（現在は国立東京博物館蔵）でも「八幡太郎草紙」（上箱黒漆の銘）「後三章軍記」（内箱金粉の銘）「八幡太郎絵詞」（巻物題箋）の如き三様の題が古くから付けられていた事が桑華書志等の記録から知られ、それが今日の称呼に影響している事がわかる。本稿では、複製本や東京博物館の高崎富士彦氏も用いておられる（ミュージアム一六三四号参照）池田家旧蔵本の通称「後三年合戦絵詞」を、特に池田家旧蔵本について用いることとする。「後三年記」の絵詞には、吉記に記された所謂「承安本」醍醐寺新要録の「將軍三郎合戦絵」看聞御記の「後三年合戦絵」および所謂「貞和本」等の先行作品が知られ、池田家旧蔵「後三年合戦絵詞」との異同が論じられなければならぬからである。そして一般的称呼としては「後三年記」を用いることとする。

「後三年記」については、嘗て長崎大学教養部紀要（人文科学編第九卷昭和四三年一月刊）「後三年記の研究 上」として本論の頭初部分を載せていただいたが、本稿はその続編の一部である。

尚「後三年合戦絵詞」付随の玄惠草という序文については、前記拙稿（第二章第五節玄惠の所謂「貞和本」について）——玄惠草の序文存疑——で玄惠の参画が考え難い由を論じたが、その論の当否は諸賢の御批判に俟つとして、玄惠草という序文は「後三年合戦絵詞」と別個に考察する方が好ましいという考えは今日も変わっていないので、前提として序文を除いた所謂三巻の絵詞を対象としていることを断っておきたい。

後三年合戦絵詞は、その三巻の巻末（厳密には上巻は第五段の詞書および絵終了のあと、中・下巻は詞書の終り、絵の始まる前）に左の如き奥書を有する。

上巻 詞仲直朝臣

中巻 詞左少将保條

下巻 詞従三位行忠卿 画工飛驒守惟久

この奥書は実隆公記（永正三年一月二日条）に記された

自禁裡後三年合戦絵可披見之由被仰之 一覽殊勝云々詞源惠

法印草也 第一尊圓親王 第二公忠公干時大納言 第三六条

中納言有光 第四仲直朝臣 第五保脩朝臣 第六行忠卿に
照らし、実隆の見た玄惠草六巻本のあった事が判明するが、その
末尾三巻を後三年の戦絵詞三巻に比定して論ずるのが普通である。
所謂「貞和本」は、実隆も示す通り、玄惠の参画があり、そ
の序文に

干時貞和三年法印権大僧都玄慧一谷の衆命に応じて大綱の小
序を記す云々

とある事を加えて名づけたものである。しかし今日把握されて
いる「貞和本」は、この序文と後三年合戦絵詞、又は寛文年中
刊行の「奥州後三年記」（玄惠の序文と後三年合戦絵詞に更に付
録がついたもの・後述）のようであり、実隆の「詞源惠法印草也」
と同一に論じるには一沫の不安が存する。つまり、「貞和本」
では「大綱の小序を記」したのが玄惠であり、実隆の認識では、
序文の存否が明確ではない上、「詞源法印草也」である。所謂
「貞和本」の存在を証明するのはその序文のみであつて、実隆
公記の記述が序文の証明に役立っているかには疑問を生ずる。
そして序文と後三年合戦絵詞、或いは奥州後三年記（上・中・下）
三巻との相関が密でない事は一般に論じられる所である。
実隆公記に言う「後三年合戦絵」は、現存の後三年合戦絵詞
であろう。高崎氏の御論文中「画風について」でお示しになつ
た南北朝の描写法の存する事等を参照すれば後三年合戦絵詞が
「貞和本」そのものとは認め難いが、現存の後三年合戦絵詞は、
実隆が見た「後三年合戦絵」であつた事を信じて矛盾はない。
「貞和本」は玄惠が草したという序文によって設定したが、後三
年合戦絵詞が実隆の見た「後三年合戦絵」であつたとすれば、「詞

源惠法印草也」という承伝も又承伝として信すべきであろう。

尤も、後三年合戦絵詞が実隆の見たそれであつたかに疑問が
ないわけではない。後三年合戦絵詞に記す「従三位行忠卿」が
実隆公記では「従三位」を欠いている。六人の筆録者のうち、
尊圓親王、公忠公、行忠卿の三者はその略歴を知り得るが、公
忠の大納言在任期間は、尊圓親王の没年を延文元年とすれば合
致し、行忠の従三位昇任は延文三年一月で、公忠とは合致（在
任は五年まで）するものの三者を合致させる事はむずかしい。行
忠の「従三位」のない実隆公記の記述はその矛盾を解消はする
ものの現存絵巻に書かれた「従三位行忠」は、実隆の見たそれ
であつたと断定するのを躊躇せざるを得なくなるのである。し
かし、後三年合戦絵巻の成立時期その他を参考に本稿では「貞
和本」と認める事は留保するが、玄惠が詞書を草したという伝
承を有する、実隆の見た「後三年合戦絵」は現存の後三年合戦
絵詞と同一であろうとの前提に立つて論を進めていきたい。

実隆の見た「後三年合戦絵」より半世紀程前、貞和の頃から
ほぼ一世紀の後、中原康富は「後三年絵」なる後三年記を見た
由、その日記「康富記」文安元年閏六月二五日条に記している。
この事は早く、三浦周行氏が「後三年役に関する新研究」（史学
雑誌第三二編第一号）で紹介し、後三年役について論じられた。

康富記の記述「此絵四巻在之 承安元年月日 依院宣静賢法
印其時は上座にて承仰 令絵師明実図也」は、後白河院の院宣
で静賢が明実に画かしたものを、承安四年三月一七日、吉田
経房が見た所謂「承安本」の記録とほぼ一致するものである。

承安四年三月で既に「先年奉院宣始画進也」とあるから、院宣を承つて間もなく成立、全四巻で完結していた身が康富の記す梗概から判明する。しかし、承安本そのものと解する事には疑念がない訳ではない。吉記では「義家朝臣為陸奥守之時 与彼国住人武衛家衡等合戦絵也」と記すが、義家対武衛家衡の合戦絵が吉記の誌す所なら「後三年絵」と拡大された視点を持つ、康富の見た「後三年絵」は、吉記のそれと同一視する事は危険であろう。吉記の「合戦絵」は、説話の世界に於ける義家があつたのであり、その後「後三年役」なる称呼の成立、争乱の認識が成立する事により、義家対武衛家衡等「合戦絵」から「後三年絵」即ち争乱全貌へと、世界の展開があつたものと考えられるからである。これらの事については前記拙稿（「後三年記の研究上」）に於いて触れた所である。

吉記の「静賢法印先年奉院宣 始令画進也」や、康富記の「其時は上座にて」「令絵師明実凶也」に於ける静賢の参加は、多分に詞書の存在をも予想させるものではあつても、康富の記述はその絵巻の原本についての承伝を記しているように思われる。つまり、康富の見たのは、所謂「承安本」の転写本であると考へた方がよいように思われる。

康富の見た「後三年絵」には、「其詞處々転読了」とある事から詞書と絵とから構成され、覚書から推測すれば後三年役をめぐる物語で首尾一貫した全四巻のものであつた事が知られる。この事から、実隆公記所載の「後三年合戦絵」と同断は出来ない。実隆が見るまでの約半世紀の間に、玄恵と静賢、六巻と四巻の距離は余りにも大きいと考えられる。そして後三年合戦絵

詞と「後三年絵」も又同断である。結論的に言えば、少くとも後三年記には「承安本」「將軍三郎合戦絵」「後三年合戦絵」「貞和本」等幾つかの先行絵詞が考えられるが、その今日的投影を考える時、静賢によつて始めて構成され物語化された所謂「承安本」の系統のものと、玄恵が詞書を草したという「貞和本」系統との二系統が存したと想定する事が出来るように思う。

康富の見た「後三年絵」は今日見る事は出来ないけれども、康富の記した覚書からその凡その全貌を知り得る。一方、その半世紀後に三条西実隆が見た絵巻は、恐らく今日残存しているものであろう。つまり、全六巻中後半三巻を知り得る事になろう。ここで、「後三年絵」の梗概と後三年合戦絵詞の詞書とを対比する事により、後三年合戦絵詞を考えてみよう。「後三年絵」の覚書中、重複する部分を取り出し、要旨にあわせ段落を設けると次のようになる。

- ① 大守義家之弟義光 於京都聞此大乱 雖申暇無勅許之間 辞官職逃下 属太守攻敵了
- ② 此後家衡打越伯父武衛館相談此事 武衡申云 大守者天下之名将也 已得勝軍之名 非高運乎
- ③ 可楯籠金沢城之由誘也 武衡同所籠入也
- ④ 太守又攻此城
- ⑤ 権五郎景正被射右眼（以下二行割注）三浦拔此矢時 踏景正頼 景正拔劍欲害三浦云 未聞以足踏人面 怒之仍跪拔矢云々
- ⑥ 家衡之勇兵、大守之勇兵、鬼武一人充出逢 决雌雄事等

此時也

⑦此勝負時 大勢出城中有大合戦

⑧後焼破金沢城

⑨武衛引出城中池底 被切首

⑩武衛之郎從平千任又生虜ニシテ

⑪依悪口之咎 先拔舌 鉄鉗結付樹頭 不令踏地 踏付武衛

頸了(以下行割注) 其体唐人ノ人ヲ縛シテ中ニ上ルニ同也

⑫後□此金沢城ヨリ軍敗サル以前ニ落行小兒尼女 不謂老少 悉於城籠殺害了城早落 計狀 此事秀武所申大守也

⑬金沢城焼落之後 家衛擔夫ノ如シテ相交賤者落行之所 於城外見付切殺了

⑭大守征伐功終 雖被申上勳賞之由 為私合戦非公方戦忠之由有勅答 仍武衛家衛己下賊首 被棄路次々々

これを後三年合戦絵詞に対比すれば左のようになる。

康富記所載「後三年絵」	後三年合戦絵詞
第②項 第③項	上卷第一段
第①項 第④項 第⑤項	上卷第二段
第⑥項	中卷第二段
第⑦項	中卷第一段
第⑧項 第⑨項	中卷第五段
第⑩項 第⑪項	下卷第二段
第⑬項	下卷第三段
第⑭項	下卷第四段
	下卷第五段

尤も「後三年絵」の記事をまとめて後三年合戦絵詞のどの個所にあるかという対照であるから、例えば、第①項、第④⑤項を上卷第二段に対比させても、後三年合戦絵詞の上卷第二段の構成は

義光来援、副將軍となる事(第①項相当)

金沢柵攻撃 攻方被害甚大なる事(第④項相当)

景正高名の事(第⑤項相当)

助兼薄金の甲失う合戦の事

のようで、助兼の記事は恐らく康富の記憶になかったと考えるより、康富の見た絵になかったものと考えた方がよいだろう。

後三年合戦絵詞の構成は康富の覚書を完全に抱括するもので、「後三年絵」梗概が後三年合戦絵詞の内容を超える事はない。

また、後三年合戦絵詞上卷第四段は、義家の、飛雁列を乱す事により伏兵を知る事およびその因たる匡房と出合いの物語であり、第五段は剛臆の座を設けた物語であり、共に著名なものである。康富は何故かこの物語を記していない。特に第四段は古今著聞集以来著名なものであるから康富が見て理解出来ない筈もないし、見ていて書落すとは考えられないものである。尤も、書落しと考えられるものには中卷第三段の千任が悪口の事である。第⑩項「依悪口之咎」とあり、悪口の事が考えられるが、後三年合戦絵詞の絵では悪口している図があるだけで勿論詞書でのその内容を知るのみである。絵だけからは詳細を読みとれなかった事が考えられ「後三年絵」にも、少くとも絵だけはあったのではないかと考えたものである。しかし、詞書(第⑩項相当個所の)にこそあったからと考える事も出来るので速断は出来

まい。一概に「後三年絵」覚書に見えないからといって直ちに存しなかったと決めるのは、覚書であるだけに十分な注意を要するであらう。

また、後三年合戦絵詞に対し「後三年絵」の第①項および第②項の位置に変化がある以外、構成上の差は認められない。これら二項の前後については、第②項の場合は「此金沢城ヨリ軍敗サル以前二」と断りがあるので、少くとも第⑧項以前のものであった事は確かで、覚書故の順序のまちがいと解する事が出来よう。第①項と後三年合戦絵詞上巻第一段との前後については少し考えさせられるものがある。

第①項に入る以前の「後三年絵」覚書では、

清衡参太守 此歎訴申之間 自率数千騎 発向家衡城 沼柵
送数月遇大雪 官軍失闕利及飢寒 軍兵多寒死飢死 或物食
馬肉 或大守懐人令蘇生 如此之後 重率大軍欲進発之

となつてゐる。清衡と家衡の再度の離間は両者の武力衝突となり、清衡は家衡の焼打に合い家族まで殺されるに至り、義家を頼つたのである。かくて義家は家衡の籠る沼柵攻撃となつた。しかし義家は敵もさる事ながら冬將軍の襲来に甚だしい苦戦に陥り、遂に敗退した事が知られる。「重率大軍欲進発之」の直接的原因に義光来援があつた(第①項)とすれば、第②項の「相談此事」はこの筋のまゝで容認出来る事になり康富記の構成で矛盾はない。

一方、義光来援が沼柵に於ける義家苦戦、敗退の報が都へ伝わつての来援下向があつたと考えられる。その間の時間的経過を考えれば武衡と家衡の合同は義光来援以前(義光の解官は寛治

元年八月二九日とする為房卿記と九月二三日とする本朝世紀の説があるが、いずれも寛治元年の冬以前とされる)になされたと考えられよう。

第②項の武衡が言は家衡の義家撃退という高名を称讃するものである。沼柵防衛が成つたのは冬將軍の援助である事を知つてゐる家衡は武衡と共に金沢柵で迎撃たんとする。この間の事情を、後三年合戦絵詞では「武衡は国司追掃されにけりとき、て陸奥国より勢をふるひて出羽へこえて家衡のもとに来て」と武衡が自ら家衡の許へ援助に向つた事になつて「後三年絵」覚書では「家衡打越伯父武衡館」となる相異はあつても、両者金沢城に盾籠る事になるのである。従つて「相談此事」は直接に「重率大軍欲進発之」を受けているともとれるのである。つまり、義光来援は金沢柵攻撃中とする後三年合戦絵詞の構成も又成立つ事にならう。この両者の相異は、二つの系統に由来するものと考えられる。

尚、沼柵攻撃とその苦戦の事は、後三年合戦絵詞にあつた事は確かであらう。後三年合戦絵詞中巻第五段には「去年のことに大雪ふらん事すてに今日明日の事なり」と軍士が恐れをなすし妻子を国許へ帰す路用を工面している場面がある事から知られる。別物ながら「貞和本」の支草章なる序文にも「所謂雪中に人をあたたむる仁心」ともあり、この話は当時の人々に膾炙してゐた事も確かである。

さて、先に後三年合戦絵詞上巻第二段の助兼奮戦の記事が「後三年絵」覚書にない由を記した。記憶ちがい、絵ときが出来なかつた等々の考えもあるが、若し増補されるとすればかくの如

き個人の合戦功名譚が最も多いように思われる。

康富の記憶もれ、或いは絵ときの出来なかつたが故の不記載とは考えられないのが、古今著聞集にある義光来援の事が「後三年絵」にも後三年合戦絵詞にもあるのに、義家が匡房に兵法を学ぶ条は後三年合戦絵詞のみある。また、十訓抄収載の、義光が郎等秀方剛胆の事も後三年合戦絵詞にしか見出せない。後三年合戦絵詞上巻第五段剛臆の座の事も、延慶本平家物語には見えぬようであるが長門本平家物語、源平盛衰記等に見えるもので、「後三年絵」には見えぬものである。

十訓抄、古今著聞集の成立は「承安本」より約八十年の後である。後三年役或いは義家についての静賢の集め得た情報は、源家時代たる建長の頃に集められた説話的義家像とおのずから差があつた筈である。静賢の承安の頃、義家について語られていたのは袋草子の三宮の言であり、梁塵秘抄の「八幡太郎はおそろしや」で、それがそのまま、で通用しかねない時代とも言えよう。大江匡房に師事した義家像も、二才年長の義家が前九年役後間もない頃の事とすれば、義家は康平六年に追討賞として従五位下出羽守に任じられるが、匡房は康平三年治部少丞（式部少丞）従五位下で、七年後の治暦三年東宮学士、その八月に正五位下となつた事が公卿補任から判明する。若年の不遇な匡房と義家の出合いは一概に否定する事もなるまいと推測される。しかし、鎌倉幕府創立の立役広元の曾祖父匡房と、頼朝のやはり曾祖父義家という観点からは実に美事な説話的義家像を描出するのでもある。

義家は当時の貴紳から「天下第一武勇之士」と称せられてい

たが、「武勇」の意味するものは、「一発貫甲三領」し「神明之変化」陸奥興話記とささ言われた義家個人の弓術或いは武技に由来するもので、その点将門や純友も同じである。そしてそれは袋草子や梁塵秘抄に通じる義家像である。一方、千載集所収の「吹く風を」を媒介に考えれば文武二道に兼ねた武将像を見出すのである。

古事談に見える義家像は、今昔物語の陸奥話記ダイジエスト版、或いは本文が欠けて内容は知り得ないが武衛家衡討伐という武將的なものに、白河院の襲われた物怪を真弓を枕頭に立てて退治した（宇治拾遺物語にもあり）という呪術的な力を發揮する姿が見出される。一方、八幡信仰の義家像とうらはらに、父頼義が臨終には仏に帰依し往生極楽を遂げるのと対照的に悪趣に墮つる義家をも記すのである。四十年程後の古今著聞集にはそれが、貞任との連歌、匡房師事という文の道に通じる義家像を初め、狐を矢風で気絶させる射芸、その矢を降人宗任に鞆に納めさせる度量が加えられる。古事談ではその名を聞いて座り込んだ強盗がいたが、古今著聞集にもそれがあり、法師の妻を寝取るに、如何なる術策障害も通じない超人間的な能力を發揮する義家を物語るのでもある。白河上皇の物怪を拂つた義家の弓と同類話には道長の許に届いた毒瓜中に小蛇を見抜く一層呪術的な靈験的能力を發揮するのである。これらの説話は更に後代に及び、将門像と同じように一層巨大化され、更に後人の範として義家を造形してゆくようである。例えば源平盛衰記などで、頼朝の鶴退治の範に義家を置くが如きである。古今著聞集で見出される義家像は、時代の影響もあり、文武二道を兼備した武士の

理想像に展開する一段階を示していると考えられよう。

後三年合戦絵詞と「後三年絵」とは異なる系統のもとに製作されたと推定したが、「後三年絵」覚書の全内容（後三年合戦絵師と重複する部分の）は後三年合戦絵詞に含まれるものである。絵については、高崎富士彦氏が、後白河院時代絵画の面影をさえいぬぶ事が出来る由（後三年合戦絵詞上下「ミュージアム一六三・四号」）を指摘しておられるが、それは後三年合戦絵詞に直接「承安本」が影響した直接的関係を指すものでもあるまい。「承安本」「後三年絵」に対し、一方に「貞和本」・後三年合戦絵詞の系統のあった事を考えれば、前代の画風に範をとった、相互の影響として捉うべきであろうと考えられる。

かくて「貞和本」はともかく、後三年合戦絵詞は絵画的には「承安本」以来の「似絵的な描写」（高崎氏前掲論文）という古様を基層に成立し、内容的には漸次神格化する義家像と、「後三年役」意識の成立にやはり基盤を置くものであるといえよう。後三年合戦絵詞の成立は「貞和本」そのものかの論には一言の弁解も出来ないが、これまでの論は実隆の見た十六世紀初頃を遠からぬ製作という前提であった。それは「貞和本」と一線を画して考えざるを得なくなったのでやむを得ない事と思う。

「承安本」の転写かと思われる「後三年絵」（およびその覚書）に、鎌倉時代成立の文学作品、特に説話文学等に見出される義家像を加味したものが後三年合戦絵詞であると言えよう。それは、未割四郎討死についての「臆病」論、義光の武衛助命論に対する「降人」論の如き、理路整然たる分別ぶりを造形し、金

沢柵落城を予見する如き神技にも通じる義家像を描き出すのである。そうして千任丸処分に臨んでは総てを弁解し千任の非を説き「抜千任之舌 蹈武衛之頭 暴刑有害道義 所不满千予心也」（松平文庫「後三年記」奥書）と後人の眉をひそめしむる刑罰を行うが、それは静賢の父信西の処罰にも現われそうなる程の日本人には考えられない極罰ではあっても、道のきびしさを示すものと考えられよう。

更に、勇士個人の合戦譚に「後三年絵」覚書では鎌倉権五郎景正や鬼武の如きが見出されるが、後三年合戦絵詞に至っては十訓抄に記された秀方敵方の贈り物を受けざる高名に、勇士として最大の条件たる大矢を射る物語を付加して収載している。先に挙げた助兼の他、懸小次郎次任が家衡の首を得る高名、大三大夫光任老残を悔ゆる物語の如きも新しく加えられたものと言えよう。それは、義家対家衡武衛の合戦譚からは、あつても将門記の多治良利や他田真樹・文室好立の如きであろうと思われ、後三年合戦絵詞或いは「後三年絵」の個人の合戦譚成立条件は、義家像の神格化と共に「後三年の役」認識があるものと思われる。争乱全貌へと意識の拡大があつて、義家以外の勇士が初めて登場出来たと考える。

後三年合戦絵詞の絵と詞の相関について触れておく。上巻第二段の絵で、景正に射落さる、武士と櫓の図から後の部分、顎から矢を抜く図、恐らく金沢城内と思われる図、そこでもう一人傷の手当を受けている者の図は、第二段の詞では語られていないものである。第三段もさる事ながら、第五段は剛臆の座と

言えるものなのかどうか、これは疑えば疑問が深くなる。そうしてその後の図は何を意味しているのか。

中巻第二段、合戦図では末割四郎の首から飯がこぼれているのは著名として、首を取り全身の矢を折りかけた勇士が意気揚々と引揚げて来る図あるいは金沢城内で何かあわただしく語り合う主従らしき姿等説明の詞があつてよさそうにも思える。

これらを初めかなりの、絵にあつて詞書にない部分が見られる。康富が見た時も或いはこんな形で、絵があつても絵説きの出来ない部分があつた事も考えられるのであるが、詞書と絵との差異がそれを生ぜしめたものであらうと考えている。

かくて成立した後三年合戦絵詞が池田家へ収蔵される経緯については和田英松氏の考証（「前九年後三年合戦絵考」歴史地理第十八巻六号）がある。本間游清の耳敏川（考古画譜所引）により、禁裡から小田原北条家へ伝来された後三年合戦絵詞は、北条家に嫁していた徳川家康の女普子が北条家滅亡の折これを得て搬出、池田家へ再婚する事により池田家の所有になったといふものである。しかし北条家への来由については推定の域を出ず、結局は正確には知り得ない。つまり、池田家へ再嫁した良正院普子の所有に帰した事情は正確でないが、良正院持参のものである事は、元禄十四年の補修に際し、持明院特進基時の奥書がそれを物語っている。

池田家蔵の後三年合戦絵詞が天下に普く名品たるによつて沢山の転写本を作り出した。今日知り得る（管見に入った総て）後

三年記は全部池田家旧蔵本の転写である。これには凡そ三つの形がある。

- 一、絵も詞も写させたもの
- 二、詞書のみ写したものおよびその転写本
- 三、絵だけ写したもの

例えば、一に該当するものには前田松雲公のように原寸に等しく写させたものがあり、学習院大学・東洋文庫蔵本を初め、昭和十年の軍戦記展覧会目録（石川県図書館協会）にも幾つか見えるものである。三に類するものには岩瀬文庫蔵本のように六巻のものもあるが、これは三巻を便宣上二分したものである。白描である事が多い。

松平文庫（「後三年記」）、神宮文庫（「陸奥話後三年記」）、彰考館（「武衡記」）等の諸書は、池田家旧蔵後三年合戦絵詞の詞書のみの抜書である。松平文庫蔵本によつて奥書を示すと、

此記不知何人作也備史君平宰相忠雄卿所蔵本図記三卷上巻土御門文殿寄人仲直中巻持明院左少将保脩下巻世尊寺從三位行忠各写其詞焉図則益工飛驒守推久筆也予得偶見不勝欣賞写而留焉其間假字遺等一隨其本真字以真字写假字以假字写不更一字而又一校了須為證本也然彼以假字交中行字此以片假字交真字唯是之換耳

此記詞簡古而理較著人僉曰平家物語出太平記上予於此記亦云出平家上然只說至拔千任之舌端武衡之頭暴刑有害道義所不滿干予心也

此記卷首舊本已脱惜矣史之闕文也今欲補巨獲它本姑竝異日治

聞之士為焉云爾

時寛永寅冬十月七日中宵之夜銷燭研露始終其功已

となつてゐる。寛永三年池田忠雄所蔵本（忠雄は当時宰相、翌年八月参議に進んでいる）を写したというものである。忠雄は、池田家へ後三年絵詞合戦を齎した良正院普子腹の輝政第三子である。池田家旧蔵本との校合結果から奥書の通りである事が推測出来る。というのは、松平文庫・神宮文庫両蔵本が古くても寛文の頃を遡らない転写本であるからで、対校を厳密にすれば誤写と覚しきものが存する事も否定出来ない。神宮文庫蔵本は上巻第二話たる義光来援の記事を第四話とし、第三・四話が共に第二・三話に繰上げられている。池田家旧蔵本の転写である事を言つてゐるから後の誤りであると言えよう。

松平文庫蔵本は三本中最も信頼出来るもので、校合のあとものはつきり示されているにも拘らず、池田家旧蔵本に校合すると、原本の「え」を「エ」と表記するなどの（へ↓エ、は↓ワ、ふ↓ウ、ひ↓イ、お↓ヲ、を↓オ、井↓イ）誤写（原本の仮名遣いが正しいか否かは別として）が合計七十余所、原本の仮名表記を漢字に改めたもの、その逆合せて五十余所「首とられし」（中巻第三段）が「イラレ」となるような誤記「景正ふしながら刀をぬきて」の傍線部欠落の如きもの約十所を有する。

絵所の部分を除外したので、松平文庫蔵本は一部（中巻第三段など）に改行しないものもあるが原則として改行により省略した絵所を偲ばせてゐる。神宮文庫蔵本は各段毎にその頭に番号を付し改行を励行、彰考館蔵「武衡記」は上・中巻では必ずしも改行が守られないが下巻は励行されてゐるといった工合である。

この一類の意義は、次に触れる寛文二年刊行奥州後三年記の生成に池田家旧蔵本からの橋渡しをなしている事であろう。奥州後三年記の脱文と考えられている部分が池田家旧蔵本後三年合戦絵詞・松平文庫蔵本一類には存し、松平文庫蔵本と同じ奥書を有する奥州後三年記に誤脱を生じているのである。結論的に言えば、寛文二年刊行奥州後三年記の母胎は、後三年合戦絵詞を寛永三年に写したものの転写本である事が、奥書の「寛永丙寅」以下を省略した形で寛文二年刊行本に収載されている事からも推測出来よう。

洛陽書賈林和泉掾時元が寛文二年に刊行した「奥羽軍志」二卷四冊は、陸奥話記一卷一冊（柱刻は「奥羽軍記第一」）と奥州後三年記一卷三冊（柱刻は「奥後三」）とから成つてゐる。当時刊行の版行目録等にも見えているから寛文二年の刊記は信じ得る。刊記からみて二度に分けて版行されたものと思われる。

- ① 寛文二^五年孟夏良辰 洛陽今出川書堂 林和泉掾刊行
- ② 寛文二^五年孟夏念一 書房洛陽今出川 林和泉掾板行 松柏堂^{時元}（小川寿一氏「奥州後三年記に関する一考察」歴史と国文学二十二巻五号による）

後者は管見に入らないので前者によつて考察する。

奥羽軍志は、小川寿一氏によれば（「奥州後三年記に関する一考察」前掲）源家の子孫たる足利將軍家、徳川將軍家の祖先を讃える意味に於いて、林和泉掾の需めに春齋鶴峰が筆を執つた（「奥羽軍志序」）が、松台雜録等から春齋が書肆和泉掾に、道春以来の「内縁の故」をもつて「極力便宜を与え」て序を認めたと考

えておられる。鶴峰が端亭子了的をして陸奥話記の訓読をなきしめた由は跋文等で判明するが、それだけに後三年記への関与の程は詳かでない。

この奥州後三年記についての特長は、
一 玄恵草なる「貞和本」の序文（転写されたもの）を有する。
二 上巻首は「永保のころ」という発端から語り始められる。
後三年合戦絵詞或いはその転写本たる松平文庫蔵本等上巻首に増補部分を有する。

三 松平文庫蔵本等の奥書中「時寛永^{丙寅}……」以下を除去した奥書の転写したものをも有する。

四 新しく絵を入れている。
を挙げる事が出来る。後三年合戦絵詞の詞書および松平文庫蔵本等本文の伝承についてはまずそのまゝと考えてよい。字句に差異を生ずる程度である。

玄恵草「貞和本」の序文については、大きな脱文がある。
A 此間に大將軍陸奥守の威徳威勢上代にもためしすくなく漢

家にも稀なり

B 今此絵を調へ置かむる所なり就中に清和御代殊に吾山の
弘法を崇さず其徳好を思ふに流を對ては必ず源を尋ぬへき
ことはりあり況や又當時天下の静謐海内の安全しかしなが
ら源氏の威光山王の擁護なり是等の来由につきて

の傍線部分は、中山家旧蔵という後三年記の序文にはあつて寛文の刊本たる奥州後三年記には存しないものである。共に同一語の重出（Aでは「にも」、Bでは「なり」）による目移りが原因かと思われる中間文の脱文と考えている。その他末尾の「一谷の衆名に應じて」の「應」が脱していたり原文が漢字であるのに序では仮名書きになっている。或いはその逆等、転写を経たものの持つ誤写がかなり目立つ。

上巻首の「永保のころ……」で始まる上巻前部分の内容は、康富記所載「後三年絵」覚書の誌す所とは、一致する。その対照表は左の通りであるが、便宜上奥州後三年記は梗概をとった。

奥州後三年記 上巻前半部分梗概

- 1、真衡奥六郡の主として治をよくする事
- 2、真衡子なく成衡を養子とし妻を求むる事
- 3、多氣宗基が女頼義の女を産めるを成衡が妻とする事
- 4、新しき嫁を「地火爐」にて饗する事
- 5、吉彦秀武、武則が婿・甥にして貞任等討伐の時押領使たる事

康富記所載「後三年絵」抜書（本文）

- 奥州六箇軍勇士真衡
- 依無子以成衡為養子而為此養子求婦之処
- 故伊与守頼義之娘ヲ迎也
- 依之当国隣国之親疎出珍膳金帛於真衡之時
- 出羽国之秀武云者

- 6、秀武成衡が嫁の饗に黄金等捧る時真衡囲碁に興じ過ぐるを怒り出羽へ帰る事
- 7、真衡秀武討伐に兵を集る事
- 8、秀武自衛の爲、陸奥国武貞が子清衡家衡をかたらひ真衡を攻めしむる事
- 9、清衡家衡、白鳥村焼討するにより真衡清衡等討伐に帰る事
- 10、清衡等逃げ帰るにより真衡再度秀武討伐を用意する事
- 11、永保三年義家陸奥守に着任、真衡これを「三日厨」にて饗する事
- 12、真衡饗を終え秀武討伐に出立の事
- 13、清衡家衡等再度真衡の留守を攻むる事
- 14、真衡が妻、国司の郎等助兼・正経等あるをかたらい守らんとする事
- 15、正経助兼加勢して清衡等と合戦の事

「後三年絵」覚書と対照すれば、奥州後三年記の上巻前半部分は後半部分(後三年合戦絵詞の詞書部分)の間に、覚書では尚三百四十余字の梗概を有する。この前半と後半の連絡の悪い事は既に伴信友が「此間脱文アリゲニ聞ユ」(信友書入れ本)と指摘したのを初め幾多の先学が言われた所である。そしてその間の内容が後三年合戦絵詞の散失部分に存したであろうことは先に述べた通りである。

奥書にふれた第三項についてであるが、松平文庫蔵本と奥州後三年記についてみると、「予得偶見不勝欣賞」の傍線部分が「尤」となつて、「平家物語下出」の傍線部付加などの行なわれたのが奥州後三年記である。そうして最後の部分を省略して刊行し

- 及七旬老屈捧砂金跪庭上之時 真衡与或僧
- 弾囲碁不顧秀武 及数剋之間秀武者真衡之親類也忽起忿瞋於火我館潛馳下出羽了
- 然間真衡進発欲討止秀武之処
- 秀武相語清衡家衡兄弟真衡親族之間
- 清衡家衡押寄真衡館 進発出羽之留守也 放火 真衡途中聞之
- 雖引返
- 既不合敵之間 重欲発向出羽為討秀武剋
- 八幡殿義家朝臣給奥州任入国也 真衡為大守八幡殿致給仕
- 厚礼義之後又令進発出羽了
- 爰清衡家衡又囲真衡館 留守也妻女併成衡在之 攻之間
- 真衡妻女相語太守之被官人正経助包 兩人奥州郡使檢田使也巡回之時分也
- 太守之郡 使合力成衡有合戦

たものと思われる。小川寿一氏は、奥州後三年記は後三年合戦絵詞を春齋が書写していたものを以つて最初に上梓したと考えておられるが(前掲論文)例えば次のような脱文・誤字のある事は直接奥州後三年記(後三年合戦絵詞)が連らない事を示すもの一つであらう。

(1) 將軍の舍弟兵衛尉義光思はざるに陣に來れり將軍にあひて云ほのかに戰のよしを承て、院にいとまを申侍て云義家夷にせめられてあふなく侍よしうけたまはる身のいとまを給て罷下て死生を見候はむと申上しをいとまを給らざりしかは兵衛尉を辞申て罷下てなむ侍といふ(後三年合戦絵詞上巻第二段)

の傍線部分が、奥州後三年記では、

(回)義家夷にせめられてあふなく侍るよしうけたまはる身のいとまをたまはらんと院にいとまを申侍て

となつてゐる。松平文庫蔵本では(イ)の「いとまを申侍て」の傍線部が「得」「見候はむ」の傍線部が「ン」に夫々写しちがえているだけである。漢字のあて方も同一である。奥州後三年記の原本が後三年合戦絵詞でない事は勿論であるが、松平文庫本等の転写本から成立している事は言えるであらう。

最後に絵についてであるが奥州後三年記の絵は全然後三年合戦絵詞の絵を参照していない。絵は最早寛文の頃の絵入本等と同じような描写構成となつてゐると思ふ。恐らく、後三年合戦絵詞から詞書だけが抜粋されて鑑賞されるようになった時点で、絵詞的性格は物語的、読む性格を具備し且つ伸長していつたものであらう。従つて文字だけで書かれた後三年記を絵入り本で再現する時、物語のうちで絵として興味のある部分を中心に描く事になり、後三年合戦絵詞にあつた絵で内容を逐次表現しようとする態度はこゝでは完全に姿を消した。つまり、物語絵は挿絵的性格に変貌したのである。その原因は詞書が独立する事により、絵画を捨てた文学作品として通行するようになったからである。